

2025年1月15日

「すまいの保険」の普通保険約款および特約の一部変更



2025年2月1日から、住宅用賃貸総合補償保険（以下「すまいの保険」といいます。）の普通保険約款および特約を次のとおり一部変更のうえ、ご契約日にかかわらず、「すまいの保険」のすべてのご契約に適用いたします。

なお、変更にあたり、ご契約者さまによるお手続きの必要はございません。

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">第3章 基本条項</p> <p>第1節 告知・通知・無効・失効・解除および保険料の返還等</p> <p>第25条（重複加入の禁止）</p> <p>(1) 同一の被保険者（保険契約証に記載された住宅に居住する保険契約証記載の入居者本人および第18条（被保険者およびその範囲）(1)①で被保険者と定める、本人と保険契約証記載の住宅に同居する親族をいいます。）は当社が特に認めた場合を除き、保険期間を重複して当社の保険契約の被保険者となること（以下「重複加入」といいます。）はできません。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 基本条項</p> <p>第1節 告知・通知・無効・失効・解除および保険料の返還等</p> <p>第25条（重複加入の禁止）</p> <p>(1) 同一の被保険者（保険契約証に記載された住宅に居住する保険契約証記載の入居者本人および第18条（被保険者およびその範囲）(1)①および②で被保険者と定める者をいいます。）は当社が特に認めた場合を除き、保険期間を重複して当社の保険契約の被保険者となること（以下「重複加入」といいます。）はできません。</p>
<p style="text-align: center;">住宅内入居者死亡費用特約</p> <p>第1条（被保険者）</p> <p>この特約の被保険者は、保険契約証に記載された住宅に収容されている家財を所有する保険契約証記載の住宅に居住する入居者（以下「本人」といいます。）のほか次に掲げる者をいいます。</p> <p>① 本人と生計を共にする同居の親族 ② 本人の同居人（注1）</p> <p>（注1）本人の同居人 賃貸借契約上の借主かつ同居人に限ります。</p>	<p style="text-align: center;">住宅内入居者死亡費用特約</p> <p>第1条（被保険者）</p> <p>この特約の被保険者は、保険契約証に記載された住宅に収容されている家財を所有する保険契約証記載の住宅に居住する入居者（以下「本人」といいます。）のほか次に掲げる者をいいます。</p> <p>① 本人と生計を共にする同居の親族 ② 本人の同居人（注1）</p> <p>（注1）本人の同居人 賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。</p>

本件に関するお問合せ先

宅建ファミリー共済 お客様専用窓口
フリーダイヤル 0120-0810-56
受付：平日9時～17時（土日祝日を除く）

以上